

狛江市条例第**23**号

狛江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

令和8年**10**月 **6**日

狛江市長

松原俊雄

狛江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 8 年10月 6 日

条例第23号

狛江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。 （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第17条 （略） 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条の2に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそ	第13条 削除 （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第17条 （略） 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同

改 正 後	改 正 前
れぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。 (略) 3・4 (略)	表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。 (略) 3・4 (略)

付 則

この条例は、令和 8 年12月25日から施行する。ただし、第17条第 2 項の改正規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第31号）附則第 1 条第 6 号に定める日から施行する。